

会 議 録

【(2) 国民健康保険資格喪失異動届】

- 1 会議名 令和3年度第2回市民行政評価委員会
- 2 日 時 令和3年10月20日(水)午後2時40分～午後3時5分
- 3 場 所 金沢市役所第一本庁舎405会議室
- 4 出席者
 - (1) 市民行政評価委員会委員
岡田委員長、山口委員、坂下委員、古委員、青海委員、
嶋谷委員、須崎委員、八田委員、山田委員、吉本委員
 - (2) 申請手続き所管課(医療保険課)
松本課長、宇於崎係長、加納係長
 - (3) 事 務 局(デジタル行政戦略課)
佐野課長、島崎課長補佐、二木係長、乙村主任主事、渡部主事、松田主事
- 5 審議内容
 - 評 価 委 員 : 保険証の返却は必須か。異動届の提出があれば保険証の効力をオンライン上で停止して使えないようにするしくみにはなっていないのか。(事前質問)
 - 申請担当課 : 国民健康保険法第9条第9項にて国保の資格を喪失した場合は、保険証を返還しなければならない旨規定されているので、返却はしていただく必要がある。
また、現状では保険証の効力をオンライン上で停止するしくみにはなっていない。
 - 評 価 委 員 : 申請手段に郵送申請が可能とあるが、郵送が可能であるのにオンライン申請が不可であるのはなぜなのか教えてほしい。(事前質問)
 - 申請担当課 : 国保の資格喪失の異動届がオンライン申請できたとしても、国保の保険証の原本返却は必要であり、結局、被保険者にとっては、現状の郵送による申請と手間が変わらない。また、申請はオンラインで、保険証返却は郵送で、というふうに別々の手段に分離されると、保険証の返却が行われなままとなる可能性が高まり、保険証の回収率が低下することが危惧されるためオンライン化しない方がよいと考えている。
 - 評 価 委 員 : オンライン化の可否の説明で「別途郵送」とあるが、郵送代の負担はどうなるのか等、具体的にどのような運用を行うのか。(事

(2) 国民健康保険喪失取得異動届

前質問)

- 事務局 : 郵送代は、申請する市民の方にご負担いただくことを想定している。オンライン申請のページ上で、「保険証の郵送」について、同意をいただいた上で、オンライン申請とは別に、保険証を郵送していただくことを考えている。
- 評価委員 : 市民センターでも同様の処理はできるのか。
- 申請担当課 : どの市民センターでも同様の処理は可能である。ただし、詳しい制度の説明は、当課の出身でも無い限り難しいため、そのような場合は医療保険課に問い合わせし、市民センターの職員が説明する場合もあれば、直接電話で医療保険課の職員が説明する場合もある。
- 評価委員 : 社会保険に加入した場合も、喪失届の提出は必要か。提出しない場合は、保険料は二重払いとなるのか。
- 申請担当課 : 自身で喪失届を提出する必要がある。遡って喪失した場合は、二重払いとなっていた保険料は還付されることとなる。
- 評価委員 : マイナンバーカードと保険証の紐付けについて、今はどのような状況か。医療機関等に普及しているか。
- 申請担当課 : 医療機関等の受付にマイナンバーカードの読み取り機があれば使用可能である。現時点で使える医療機関等は少ない。普及が進み、全ての医療機関等と被保険者がマイナンバーカードを利用するようになれば、様々なことが効率化されると思われるが、そこまでたどり着くにはもう少し時間がかかる。
- 評価委員 : 保険証に顔写真はないが、なりすましによる不正利用はないのか。
- 申請担当課 : 不可能ではないかもしれないが、マイナンバーカードの場合は、顔認証や暗証番号の入力を求められるため、なりすましはなくなる。